

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 5月 19日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県高砂市荒井町新浜二丁目1番1号

氏名 三菱日立パワーシステムズ株式会社高砂工場
常務執行役員高砂工場長 東澤 隆司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 079-445-6155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 三菱日立パワーシステムズ株式会社 高砂工場

事業場の所在地 兵庫県高砂市荒井町新浜二丁目1番1号

計画期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2のとおり	
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】	別紙1, 2のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和元年度実績）】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1,987	t
	(今後実施する予定の取組) ・休日、夜間等排出時の運用規則の維持・管理 ・関係従業員への繰り返し教育 ・ネットワーク環境の維持・管理			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙2 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	2512 蒸気機関、タービン、水力タービン製造業
②事業の規模	製品売上高 296,580百万円
③従業員数	令和2年4月現在 3,464名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物はあらゆる工程で発生しており、概略については別紙に示す。 【別紙4-1】 生産工程図 【別紙4-2】 廃棄物処理フロー図

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

①環境保全に係る組織

高砂工場副工場長を委員長とする環境委員会を組織し、環境に関する事項の協議の場としている他、特定の事項等については、環境問題検討専門部会を都度設置し、その解決、改善策の立案検討を実施している。

②管理体制図

【別紙3】の通り

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 埋立て処分の委託を取止め、燃料化、原材料化等が可能な中間処理業者と委託契約を締結し、減量化を図っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状の中間処理業者への委託を継続して行くが、更に優れた処理方法がないか継続して調査を行うこととし、特に地球温暖化問題等、環境負荷の少ない処理方法への変更も視野に入れ、検討を行う。 また、特に排出量の多い項目については再利用の検討や使用量の適正管理の徹底等を行い発生量の抑制に努める。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内の保管場所において、特別管理産業廃棄物である廃酸、廃アルカリ、廃油、感染性廃棄物について、エリアを設け保管している。
②計画	(今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状通り分別を実施して行く。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。 ・自ら再生利用した産業廃棄物はない。従って実績量なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。 ・自ら再生利用する予定は現在のところなく、従って計画量なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。 ・自ら行う中間処理はない。従って実績量なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。 ・自ら中間処理を行う予定はない。従って計画量なし。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

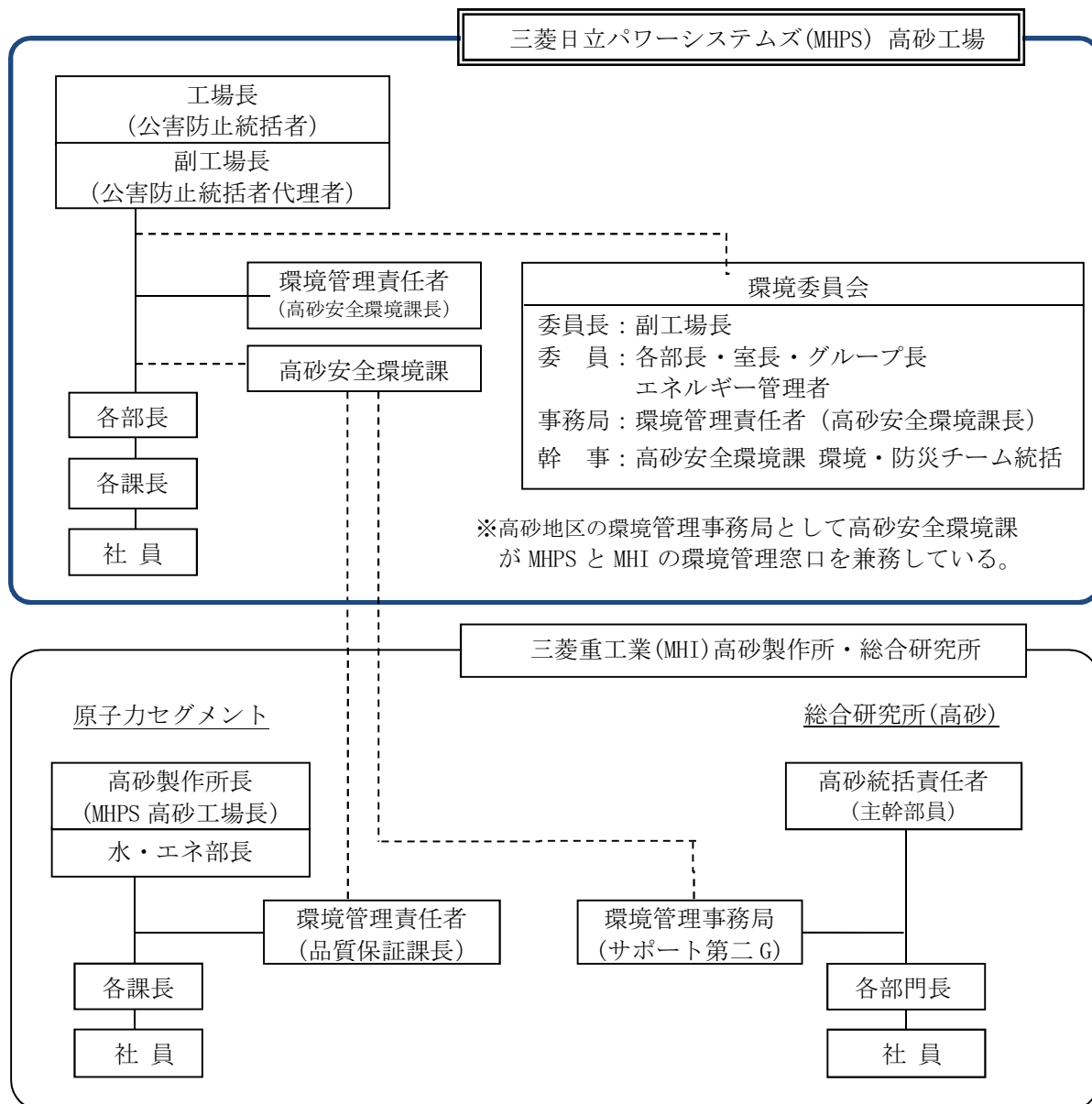
①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし。 ・自ら埋立て処分は実施していない。従って実績量なし。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし。 ・自ら埋立て処分は今後も実施しない。従って計画量なし。

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 燃料化、原材料化等が可能な中間処理業者と委託契約を締結し、減量化、リサイクルを行っている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も減量化、リサイクル可能な業者への委託を継続していく。 *廃石綿は管理型埋立て処分*

(管理体制図)

三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場と三菱重工業(株)高砂製作所及び高砂地区総合研究所を併せて『高砂地区』として環境管理を行っている。(但し廃棄物は別管理)



*環境委員長、環境管理責任者等の名称は、ISO14001環境マネジメントシステムによる環境管理を実施する上での呼称である。

*職務分担

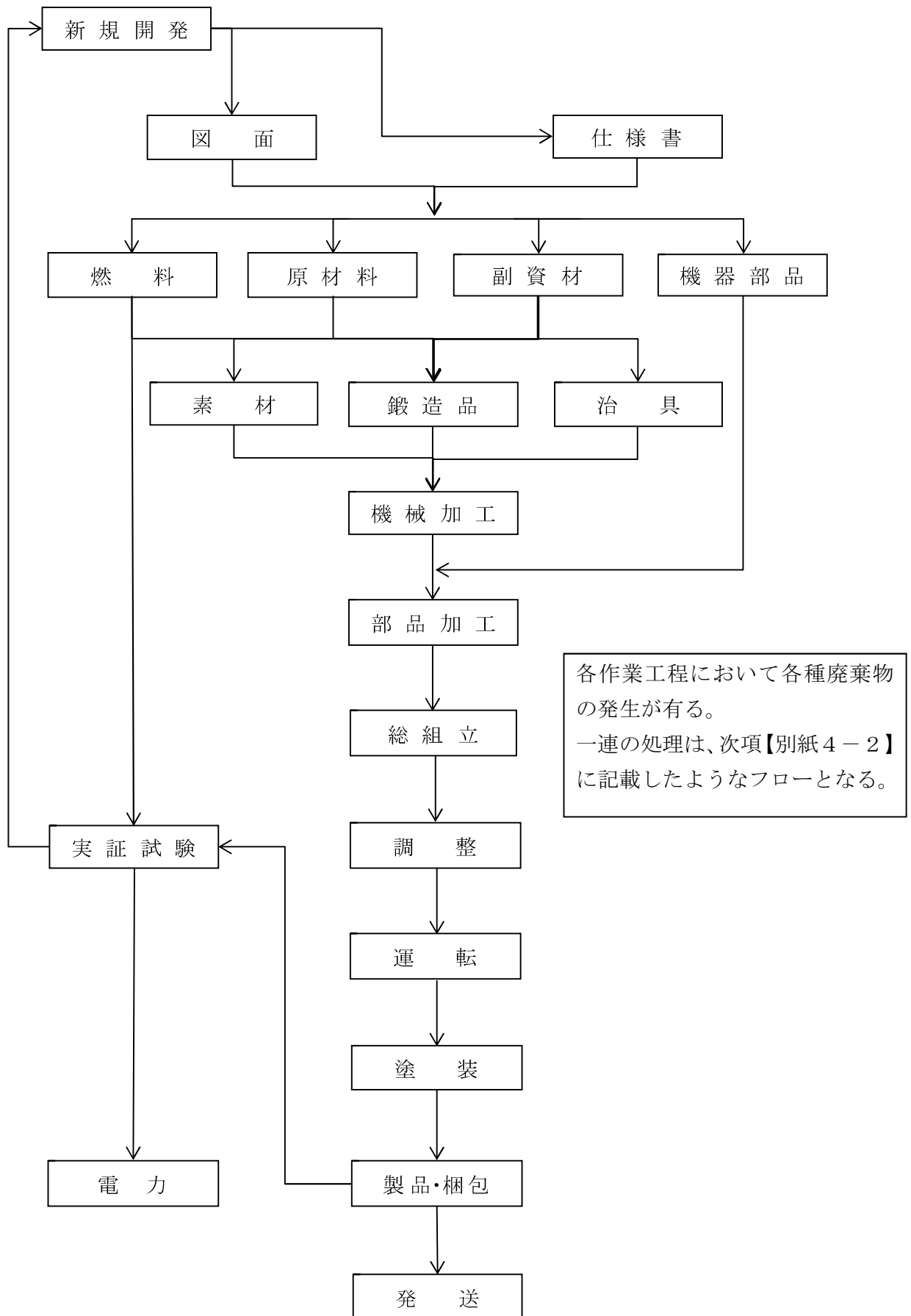
高砂安全環境課 (MHI…管理グループを兼務) (環境法令全般に亘る地区取り纏め部署)

- ・ 廃棄物処理委託に係る契約手続き、引渡し、委託業者の処理状況確認
- ・ 廃棄物処理計画の策定、各部門間の調整、指示
- ・ 官辺への報告、手続き
- ・ 関係法令の周知、教育等の実施

各部門

- ・ 廃棄物の分別、所内保管場所への運搬

工場全体の生産工程図



廃棄物処理フロー図

① 発生源 廃棄物の種類は多岐にわたっており、一部を除いて特定の廃棄物が特定の工程のみで発生するのではなく、あらゆる工程で廃棄物の発生がある。

② 処理フロー 概略以下のとおりである。

